

第2 平成17年度 海岸事業新規・重点事項等

1. 津波危機管理対策事業(仮称)の創設(新規)

○ 施策の目的

近年、東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震の発生が危惧されているところであり、地震発生に伴う津波災害対策がますます重要になっています。

このため、海岸保全施設の着実な整備が必要ですが、その整備には相当程度の時間と費用を要することから、発生の逼迫性が指摘されている大規模地震による津波に対しては、既存施設を最大限有効活用するため、緊急的に防災機能の確保及び避難対策を行うことが必要です。

このため、津波危機管理対策事業を創設し、人命を優先的に防護する観点から地方が作成する津波防災対策計画に基づき、一連区間の海岸において関係省庁が連携して助成し対策を実施します。

○ 施策の概要

既存の海岸保全施設の防災機能を的確に発揮させるとともに、住民等の津波からの避難を円滑化するため、次の施設整備等を総合的に実施します。

- a) 海岸保全施設の機能確保
- b) 水門・陸閘の自動化・遠隔操作化及び改修
- c) 安全情報伝達施設の整備
- d) 避難通路を兼用した管理用通路の整備
- e) 階段・スロープ設置等による海岸保全施設のバリアフリー化
- f) 津波被害を軽減するための避難通路
- g) 海岸保全施設の耐震性調査
- h) 津波に関するハザードマップの作成（浸水予測調査） など

